○○株式会社
反社会的勢力対応規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１章　総則

第１条（目的）

この規程は、○○株式会社（以下「会社」という。）が、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針、体制及び対応の手続について必要な事項を定め、もって会社の社会的責任を果たし、役職員の安全及び会社の信用を確保することを目的とする。

第２条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 反社会的勢力　暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいい、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者を含む。

(2) 不当要求　反社会的勢力が、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計若しくは威力を用いて会社の信用を毀損し若しくは業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為により、会社に対して金品その他の利益の供与又は義務のないことを求めることをいう。

(3) 役職員　取締役、監査役及び従業員（雇用形態を問わない。）をいう。

(4) 取引先　会社と取引関係にある者及び取引関係に入ろうとする者をいい、その役員及び実質的な経営者を含む。

第３条（適用範囲）

この規程は、会社の全ての部門及び役職員に適用する。

第４条（基本方針）

会社は、反社会的勢力への対応について、次の各号に掲げる基本方針を定め、これを役職員に周知するとともに、社外に宣言する。

(1) 反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を持たないこと。

(2) 反社会的勢力による不当要求は、組織全体として対応し、断固として拒絶すること。

(3) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対応を行うこと。

(4) 反社会的勢力への資金提供及び裏取引は、いかなる理由があっても行わないこと。

(5) 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携すること。

(6) 不当要求に対応する役職員の安全を確保すること。

第 2 章　対応体制

第 5 条（対応統括部署）

1　反社会的勢力への対応を統括する部署（以下「対応統括部署」という。）は、総務部とし、総務部長をその責任者（以下「対応統括責任者」という。）とする。

2　対応統括部署は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 反社会的勢力に関する情報の収集、分析及び管理

(2) 取引先の反社会的勢力該当性の審査

(3) 不当要求への対応の指揮及び関係部門との調整

(4) 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士その他の外部専門機関との連絡及び連携

(5) 役職員に対する教育及び研修

(6) 対応の記録の作成及び保存

(7) 取締役会への報告

第 6 条（不当要求防止責任者）

1　会社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、事業所ごとに不当要求防止責任者を選任し、所轄の警察署を経由して都道府県公安委員会に届け出る。

2　不当要求防止責任者は、暴力追放運動推進センターが実施する責任者講習を受講し、その内容を関係する役職員に周知しなければならない。

第 7 条（対応責任者）

各部門の長は、所管する部門における反社会的勢力への対応責任者として、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 所管する部門の取引先について、反社会的勢力との関係の有無に関する情報の把握

(2) 所属する従業員からの不当要求に関する報告の受理及び対応統括部署への連絡

(3) 不当要求への初動対応における所属する従業員の指揮及び安全の確保

第 8 条（取締役会への報告）

対応統括責任者は、反社会的勢力への対応の状況について、少なくとも年 1 回取締役会に報告するほか、重大な事案が発生したときは、速やかに取締役会に報告しなければならない。

第 3 章　取引先の審査

第 9 条（事前審査）

1　会社は、新たに取引を開始しようとするときは、取引の開始に先立ち、取引先が反社会的勢力に該当せず、又は反社会的勢力と関係を有しないことを確認しなければならない。

2　前項の確認は、取引を担当する部門が、次の各号に掲げる方法により行い、その結果を

対応統括部署に報告する。

(1) 登記事項証明書、ホームページ、新聞記事その他公開された情報の調査

(2) インターネット上のデータベース又は信用調査機関の情報による検索

(3) 取引先からの反社会的勢力に該当しない旨の表明及び確約書の取得

(4) 必要に応じて、警察又は暴力追放運動推進センターへの照会

3　対応統括部署は、前項の報告を受け、取引先が反社会的勢力に該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、取引の開始を認めない。

第 10 条（継続的な審査）

1　会社は、継続して取引を行っている取引先についても、定期的に（少なくとも〇年に 1 回）前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の方法により反社会的勢力との関係の有無を確認する。

2　取引先の経営者の変更、株主の変更、風評その他反社会的勢力との関係を疑わせる事情を知ったときは、取引を担当する部門は、直ちに対応統括部署に報告し、対応統括部署は、必要な調査を行う。

第 11 条（暴力団排除条項）

1　会社は、取引先との契約において、次の各号に掲げる事項を内容とする暴力団排除条項を定めるものとする。

(1) 取引先が、自ら及びその役員が反社会的勢力に該当しないこと並びに反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当せず、関係を有しないことを確約すること。

(2) 取引先が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないことを確約すること。

(3) 取引先が前 2 号の表明又は確約に反したときは、会社は、催告をすることなく直ちに契約を解除することができること。

(4) 前号の解除により取引先に損害が生じても、会社は、これを賠償する責任を負わないこと。

2　会社が作成する契約書、取引基本契約書、注文書その他の取引書類の定型の様式には、前項の暴力団排除条項を記載する。

3　取引先の様式により契約を締結する場合において、当該様式に暴力団排除条項の定めがないときは、取引を担当する部門は、覚書その他の方法により前項の条項を追加するよう努めなければならない。

第 12 条（関係の遮断）

1　会社は、取引先が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係を有することが判明したときは、対応統括責任者が社長及び顧問弁護士と協議の上、速やかに暴力団排除条項に基づき契約を解除し、又は取引を終了する。

2　取引の解除又は終了に当たっては、警察及び弁護士と連携し、役職員の安全及び会社の損失の回避に配慮して行う。

第 4 章　不当要求への対応

第 13 条（初動対応）

役職員は、反社会的勢力又はそのおそれのある者から接触を受け、又は不当要求を受けたときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 単独で対応せず、直ちに上司及び対応統括部署に報告すること。

(2) 相手方の氏名、所属、連絡先、要求の内容及び言動をできる限り正確に記録すること。

(3) 要求の内容について、その場で回答、約束又は謝罪をしないこと。

(4) 相手方の求めに応じて書面に署名し、又は押印しないこと。

(5) 相手方の了解を得ることなく会話を録音し、又は防犯カメラの映像を確保する等、証拠の保全に努めること。

(6) 自己の氏名、住所その他の個人情報を相手方に告げないこと。

第 14 条（対応の手順）

1　対応統括責任者は、前条の報告を受けたときは、次の各号に掲げる手順により対応する。

(1) 事実関係を確認し、相手方が反社会的勢力に該当するかどうかを調査すること。

(2) 対応の担当者（2 名以上とする。）を指名し、対応の方針を決定すること。

(3) 面談を行う場合は、会社が指定する場所において、複数の担当者で対応し、面談の時間を制限し、内容を記録すること。

(4) 要求に応じない旨を明確に伝え、暴力的な言動があったときは、直ちに警察に通報すること。

(5) 必要に応じて、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士に相談し、その助言に従うこと。

(6) 対応の経過及び結果を記録し、社長に報告すること。

2　対応の担当者は、相手方の要求に対し、いかなる場合においても金品その他の利益を供与し、又はその供与を約束してはならない。

第 15 条（法的対応）

会社は、不当要求が継続し、又は役職員の安全若しくは会社の業務に重大な支障が生ずるおそれがあるときは、顧問弁護士と協議の上、面会の強要、業務妨害等の差止めを求める仮処分の申立て、損害賠償の請求、刑事告訴その他の法的措置を講ずる。

第 16 条（外部専門機関との連携）

1　対応統括部署は、所轄の警察署、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士その他の外部専門機関と平素から連絡を保ち、反社会的勢力に関する情報の収集及び有事の際の協力

体制の確保に努める。

2　対応統括部署は、所轄の警察署及び暴力追放運動推進センターの担当者の連絡先を記載した緊急連絡表を作成し、各部門の長に配付する。

第 5 章　役職員の保護及び教育

第 17 条（役職員の保護）

1　会社は、反社会的勢力への対応に当たる役職員の安全を確保するため、必要に応じ、警察への警備の要請、出退勤の方法の変更、一時的な配置の変更その他の措置を講ずる。

2　会社は、反社会的勢力への対応に当たったことを理由として、役職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

3　会社は、反社会的勢力への対応により役職員が被害を受けたときは、その治療、補償その他の支援を行う。

第 18 条（教育及び研修）

1　会社は、役職員に対し、この規程の内容、反社会的勢力の手口及び対応の方法について、年 1 回以上研修を実施する。

2　対応統括部署及び取引を担当する部門の従業員に対しては、前項の研修のほか、暴力追放運動推進センター等が実施する講習の受講その他の専門的な教育を行う。

第 6 章　記録及び違反時の措置

第 19 条（記録及び保存）

1　対応統括部署は、取引先の審査の結果、不当要求への対応の経過及び外部専門機関との連絡の内容を記録し、文書管理規程の定めるところにより、〇年間保存する。

2　前項の記録は、対応統括責任者が管理し、業務上必要のある者以外の者に閲覧させてはならない。

第 20 条（違反時の措置）

1　役職員が、反社会的勢力と交際し、取引関係を持ち、利益を供与し、又はこの規程に違反して不当要求に応じたときは、従業員にあっては就業規則第〇条の懲戒の規定を適用し、役員にあっては取締役会において必要な措置を決定する。

2　会社は、前項の違反により会社に損害が生じたときは、当該役職員に対し、その賠償を求めることができる。

第 7 章　雑則

第 21 条（所管）

この規程の所管部門は総務部とし、表明及び確約書、緊急連絡表その他の様式及び細則は、総務部長が定める。

第 22 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、総務部長が起案し、取締役会の決議により行う。

（附則）

1　この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

2　この規程は、〇年〇月〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日